

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和8年7月6日

四国地方整備局 高知河川国道事務所長 渡邊 国広

1. 当該招請の主旨

本業務の実施にあたっては、研究により蓄積された膨大なデータや知見をもとに、河床形状及び河床表面の粒度分布を計測し河口砂州も含めた河床変動計算を実施し、掘削河床材を活用した洗掘対策や置土の下流河道に対する影響・効果について検討を行うものであり、これらの検討には高度な技術力が必要なことから、以下に示す応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、以下に示す応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、以下に示す応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

1) 業務名 令和8年度 物部川下流河床変動影響評価検討業務
(電子契約対象案件)

2) 業務内容 本業務は、物部川-0.2k～3.6k 付近（河口～深渚地区）において河床形状及び河床表面の粒度分布を計測し河口砂州も含めた河床変動計算を実施することで、過年度より実施している掘削河床材を活用した洗掘対策や置土の下流河道に対する影響・効果について、検討を行うものである。さらに、置土によるアユの生息場環境の変化を把握するための基礎検討として、物部川-0.2k～8.0k 付近（河口～統合堰）における夏季の河川水の表層温度について、高水温発生時に平面的な計測を実施するものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

- ・出水前後における基礎データの計測 1 式
- ・河床変動モデルの構築 1 式
- ・置土の下流河道に対する影響・効果の検討 1 式
- ・アユの生息環境評価に向けた基礎データの計測 1 式

- 3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- 4) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- 5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

3. 応募資格

参加意思確認書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 基本的要件

- [1] 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- [2] 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。
- [3] 参加意思確認書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- [4] 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- [5] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- [6] 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。なお、本業務に参加意思確認書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を技術提案書の提出者として選定しない。

2) 技術力に関する要件

- ・物部川の河川環境、河川工学に関する高度な専門知識を有していること。
- ・業務の実施に関して、適切に行うための幅広い知見を有していること。
- ・河床表面における粒度分布の平面的な計測及び置土の下流河道に対する影響・効果の検討に関する高度な専門知識や調査手法を有していること。
- ・以上の専門知識や知見を踏まえ、以下の能力を有する者であることを確認する。

- ア) 調査及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力。
- イ) 河川に関する専門知識を有し、安全性や周辺環境に配慮しつつ、コスト削減に関する提案ができる能力。

3) 業務執行体制に関する要件

- ・物部川の河川環境、河川工学に関する高度な専門知識を有するとともに、調査実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置できること。
- ・適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。
- ・河床表面における粒度分布の平面的な計測及び置土の下流河道に対する影響・効果の検討に関する高度な専門知識や調査手法を有する技術者を配置できること。

4. 手続等

1) 担当部局

〒780-8023 高知県高知市六泉寺町96-7
四国地方整備局 高知河川国道事務所 経理課 契約係
電話 088-833-0195 (直通)

2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年7月6日から令和8年7月15日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで、手渡し又は電子メールで配布する。
なお、説明書交付希望者は1) 担当部局へ事前に連絡すること。

3) 参加意思確認書の受領期限、提出先及び提出方法

受領期限：令和8年7月16日 午後4時00分（期限内必着）
提出場所：1) に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）、若しくは電子メールによる。

電子メール：skr-kon.kouti@mlit.go.jp

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

5. その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約書作成の要否 要
- 3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. 1) に同じ。
- 4) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限：令和8年8月24日 16時00分まで
- 5) 3. 1) [2] に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

らない。

6) 詳細は説明書による。